

社会福祉法人 南東北福祉事業団

ケアホーム やまゆり

共同生活援助 管理運営規定

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人南東北福祉事業団が開設するケアホーム やまゆり（以下「事業所」という。）が行う共同生活援助の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という。）が、障害者に対し、適正な指定共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定共同生活援助は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアホーム やまゆり
- (2) 所在地 東京都中野区江原町二丁目8番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者1名
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、事業所に対する指定共同生活介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
また、利用者について、指定生活介護事業所、指定就労継続支援（B型）事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。
- (3) 世話人2名以上
食事の提供、健康管理・金銭管理の援助等日常生活に必要な援助を行うものとする。

(4) 生活支援員 1 名以上

入浴、排せつ、食事等の介護を行うものとする。

(指定共同生活援助の入居定員)

第 5 条

入居定員は 8 名とする。

(指定共同生活介護の内容及び利用者から受領する費用等について)

第 6 条

- 1 事業の内容は次のとおりとし、指定共同生活援助事業に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定共同生活援助が法定代理受領のサービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準額の 1 割の額とする。ただし、各区市町村長が定める月額負担上限額の範囲内とする。利用者に対する相談、食事・入浴・排せつ等の介護、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助とする。
- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については、利用者より徴収する。
 - (1) 食費 26,350 円 (昼食料金は含まれていない)
 - (2) 家賃 60,000 円
 - (3) 光熱水費 10,000 円
 - (4) 日用品費 5,000 円
- 3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第 7 条

- 1 利用者は次の各号を満たす者とする。
 - (1) 生命に危険を及ぼすほどの自傷他害のおそれがないこと。
 - (2) 医療機関において治療する必要がないこと。
 - (3) 弄火、放火の危険がないこと。
 - (4) 入居を拒否し、繰り返し施設をでようとする行為がないこと。
 - (5) 他の利用者に著しい迷惑をかける行為及び施設の建物や物品を傷つける行為をしないこと。
- 2 利用の申請及び決定にかかわる手続は、原則として次の各号によるものとする。
 - (1) 事業所は、申請日、申請者氏名、希望する利用期間及び申請の理由等を希望者に確認し、所定の様式に記入した上で利用希望を受け付ける。
 - (2) 事業所は、希望者が多数の場合、機関が重複する場合は申請理由の緊急度を勘案し、利用決定通知を行うものとする。
 - (3) 退所にさいしては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、退所に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条

従業者等は、指定共同生活援助サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに関係医療機関に連絡する等、法人の定める「施設緊急対応マニュアル」に準じた措置

を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第9条

管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象者)

第10条

事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

知的障害者・身体障害者

(苦情処理)

第11条

利用者からの苦情解決については法人の定める「利用者からの苦情解決実施要綱」に基づいて実施する。

(損害賠償)

第12条

- 1 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第13条

- 1 共同生活援助事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができる。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、担当職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置)

第14条

従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉遣いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を見捨てること。

(秘密の保持)

第15条

- 1 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合等正当な理由がある場合、政党等権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）による同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(ハラスメント防止のための措置)

第16条

施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を実施する。

- (1) ハラスメント防止のための指針を整備する。
- (2) 担当職員に対し、ハラスメント防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施する。
- (3) ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応する。

(身体拘束等の適正化)

第17条

施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(掲 示)

第18条

- 1 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 施設は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 19 条

施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催する。

（その他運営についての重要事項）

第 20 条

- 1 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務態勢を整備する。
 - （1）採用時研修 採用後 6 カ月以内
 - （2）継続研修 年 1 回以上
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は中野区もしくは関係行政機関と法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 3 この規定の改廃は、法人理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 06 年 4 月 1 日 一部改訂